

久喜市議会  
平成27年6月定例会議案

## 議 案 目 録

議案第50号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第51号	専決処分の承認を求めることについて	9
議案第52号	専決処分の承認を求めることについて	13
議案第53号	平成27年度久喜市一般会計補正予算(第2号) について	16
議案第54号	久喜市債権管理条例	17
議案第55号	久喜市菖蒲文化会館条例の一部を改正する条例	22
議案第56号	久喜市栗橋文化会館条例の一部を改正する条例	24
議案第57号	久喜市介護保険条例の一部を改正する条例	26
議案第58号	久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に 関する条例の一部を改正する条例	27
議案第59号	姉妹都市の提携について	28
議案第60号	路線の廃止について	29
報告第1号	継続費逡次繰越額の報告について	30
報告第2号	繰越明許費繰越額の報告について	32
報告第3号	事故繰越し繰越額の報告について	34
報告第4号	繰越明許費繰越額の報告について	36
報告第5号	事故繰越し繰越額の報告について	38
報告第6号	建設改良費の繰越額の報告について	40
報告第7号	継続費逡次繰越額の報告について	42

議案第50号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)等の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市税条例等を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

平成27年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二

## 久喜市税条例等の一部を改正する条例

(久喜市税条例の一部改正)

第1条 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表第1号才中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第71条第2項、第89条第2項、第90条第2項及び第3項並びに第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告

特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

- 6 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。
- 7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

- 12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条(見出しを含む。)、附則第13条(見出しを含む。)及び附則第13条の3中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
----------	--------	--------

	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(久喜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成26年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中久喜市税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第2号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」の下に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）、同条同号イの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）、同号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に、「久喜市税条例（平成22年久喜市条例第61号）の一部を改正する条例（以下この条において）を「久喜市税条例等の一部を改正する条例（平成26年久喜市条例第13号。以下この条において）」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定中附則第1条第2号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の久喜市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税につ

いて適用する。

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される平成27年改正法第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(協定避難用部分に限る。)に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

議案第51号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市都市計画税条例を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

平成27年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二

## 久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則中第20項を第21項とし、第15項から第19項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第14項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第3項及び第5項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第3項及び第6項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第4項、第6項及び第7項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第6項から第8項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第8項」を「附則第9項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「これらの規定」を「同条」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項(見出し含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「附則第3項」を「附則第4項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項(見出し含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第2項(見出し含む。)中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第36項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第18項の条例で定める割合)

- 2 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第2項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第52号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成27年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二



## 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第53号

平成27年度久喜市一般会計補正予算（第2号）について

平成27年度久喜市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第54号

久喜市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務について必要な事項を定めることにより、市の債権を適正に管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収公債権 市の債権のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の3第3項その他の法律の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- (3) 非強制徴収公債権 市の債権のうち、法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権で、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 法令等 法律及び法律に基づく命令(以下「法令」という。)並びに条例及び規則をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長及び公営企業管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により公営企業管理者の権限を行う市長を含む。以下「市長等」という。)は、法令等に基づき、適切かつ効率的に市の債権を管理しなければならない。

2 市長等は、市の債権の管理の適正化を図るため、市の債権の管理についての手続を整えるとともに、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な調整を行わなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則の定めるところにより台帳を整備するものとする。

(督促)

第6条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるとき

は、法令等の規定により、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第7条 市長等は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第8条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権(以下「非強制徴収公債権等」という。)について、第6条の規定による督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条の規定による徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定による履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収公債権等(保証人の保証があるものを含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収公債権等(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収公債権等(第1号に該当する非強制徴収公債権等で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続きを含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第9条 市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第10条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第11条 市長等は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過してもな

お完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
  - (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
  - (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。
- (徴収停止の中止)

第12条 市長等は、非強制徴収公債権等について、前条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、事情の変更等により当該措置を維持することが適当でないとき認めるときは、直ちに当該措置を取りやめなければならない。

(履行延期の特約等)

第13条 市長等は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分(以下「履行延期の特約等」という。)をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行延期の特約等を行うことができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべ

きものとする。

(免除)

第14条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債務者に関する情報の利用)

第15条 市長等は、強制徴収公債権が履行期限までに履行されず、かつ、第6条の規定による督促をしてもなお履行されない場合には、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の市の債権の管理により知り得た情報を利用することができる。

2 市長等は、非強制徴収公債権等が履行期限までに履行されず、かつ、第6条の規定による督促をしてもなお履行されない場合には、当該非強制徴収公債権等の管理に必要な範囲内において、当該非強制徴収公債権等以外の非強制徴収公債権等の管理により知り得た情報を利用することができる。

(債権の放棄)

第16条 市長等は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当し、相当の回収努力を尽くしてもなお履行の見込みがないと認められるときは当該非強制徴収公債権等並びにこれに係る延滞金及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている状態又はこれに準じる状態にある場合において、資力の回復が困難で、相当の期間を経過しても履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が非強制徴収公債権等について、その責任を免れたとき(当該非強制徴収公債権等について保証人の保証があるときを除く。)

(3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権

及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

- (4) 第11条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (5) 第8条の規定による強制執行等の手続又は第10条の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経過しても履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 私債権について、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が債権回収の見込みがないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により市長等が当該非強制徴収公債権等並びにこれに係る延滞金及び損害賠償金等を放棄したときは、これを決算の認定を行う議会に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の際、現に発生している市の債権についても適用する。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

市の債権の管理に関する事務について必要な事項を定めることにより、公正かつ公平な徴収を確保し、市の債権を適正に管理するため、この案を提出するものであります。

## 議案第55号

### 久喜市菖蒲文化会館条例の一部を改正する条例

久喜市菖蒲文化会館条例(平成22年久喜市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第3条」を「前条」に改め、「菖蒲図書館」の次に「(以下「図書館」という。)」を加える。

第21条中「に定めるもののほか、会館の管理」を「の施行」に改め、同条を第26条とし、第20条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第21条 市長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、会館の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第4条各号に掲げる業務

(2) 会館の施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)(図書館を除く。)の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第5条第2項、第6条、第8条、第9条、第11条第1項、第12条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第22条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第23条 利用権利者は、指定管理者が指定管理業務を行う場合においては、第17条の規定にかかわらず、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を会館の利用の許可の際に指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことが



できる。

- 3 市又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用料金の減免)

第24条 指定管理者は、規則で定めるところにより、第22条第2項の規定により定めた利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第25条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) 会館の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、会館の施設等を利用することができないとき。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者に会館の管理を行わせるときは、施行日前に改正前の久喜市菖蒲文化会館条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は市長に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における改正後の久喜市菖蒲文化会館条例の適用については、同条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

久喜市菖蒲文化会館へ指定管理者制度を導入することに伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第56号

### 久喜市栗橋文化会館条例の一部を改正する条例

久喜市栗橋文化会館条例(平成22年久喜市条例第173号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第3条」を「前条」に改める。

第21条中「に定めるもののほか、会館の管理」を「の施行」に改め、同条を第26条とし、第20条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第21条 市長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、会館の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第4条各号に掲げる業務

(2) 会館の施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)(図書室を除く。)の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第5条第2項、第6条、第8条、第9条、第11条第1項、第12条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第22条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。ただし、ボランティアビューロー及び展示室は無料とする。

(利用料金の納付等)

第23条 利用権利者は、指定管理者が指定管理業務を行う場合においては、第17条の規定にかかわらず、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を会館の利用の許可の際に指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことが

できる。

- 3 市又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用料金の減免)

第24条 指定管理者は、規則で定めるところにより、第22条第2項の規定により定めた利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第25条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) 会館の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、会館の施設等を利用することができないとき。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者に会館の管理を行わせるときは、施行日前に改正前の久喜市栗橋文化会館条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は市長に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における改正後の久喜市栗橋文化会館条例の適用については、同条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

久喜市栗橋文化会館へ指定管理者制度を導入することに伴い、この案を提出するものであります。

議案第57号

久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,200円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

介護保険法施行令の改正に基づき、第1段階に該当する第1号被保険者の保険料を軽減するため、この案を提出するものであります。

議案第58号

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成24年久喜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「12,800円」を「16,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

埼玉県からの学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第59号

### 姉妹都市の提携について

久喜市は、アメリカ合衆国オレゴン州ローズバーグ市と、両市民がお互いを理解し、友情を深めていくことを目的に、文化、教育、産業、経済、その他の交流を行い、両市の友好関係をさらに推進するため、姉妹都市の提携をすることについて、議会の議決を求める。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

### 提案理由

久喜市とアメリカ合衆国オレゴン州ローズバーグ市との間に、姉妹都市を提携することについて議会の議決を得たいので、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第60号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
菖蒲1482号線	久喜市菖蒲町三箇	久喜市菖蒲町三箇	

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

市道としての機能が失われるため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第1号

継続費逦次繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、平成26年度久喜市一般会計予算継続費の逦次繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二



平成26年度久喜市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成26年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度繰越 繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	総務費	1 総務管理費	本庁舎耐震化整備事業	1,334,187,000	0	786,509,000	786,509,000	214,274,950	572,234,050	572,234,050	31,034,050	0	541,200,000	0
10	教育費	2 小学校費	久喜小学校プール改築事業	322,000,000	0	318,000,000	318,000,000	108,795,320	209,204,680	209,204,680	2,428,680	11,776,000	195,000,000	0

報告第2号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成26年度久喜市一般会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成26年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	栗橋駅内方線付き点状ブロック整備補助事業	4,666,000	4,666,000	0	2,300,000	0	0	2,366,000
		シティプロモーション推進事業	5,130,000	5,130,000	5,130,000	0	0	0	0
		地方版総合戦略等策定事業	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0
		社会保障・税番号制度対応システム改修事業	64,692,000	18,684,000	0	10,740,000	0	0	7,944,000
	4 選挙費	県議会議員一般選挙執行事業	5,480,000	1,268,000	0	1,268,000	0	0	0
3 民生費	3 生活保護費	生活保護業務経費	2,592,000	2,592,000	0	1,296,000	0	0	1,296,000
4 衛生費	1 保健衛生費	健康管理システム運用事業	2,160,000	1,998,000	0	1,251,000	0	0	747,000
6 農林水産業費	1 農業費	被災農業者向け経営体育成支援事業	70,948,000	48,987,122	0	37,946,047	0	0	11,041,075
7 商工費	1 商工費	地域限定プレミアム付商品券発行事業	194,352,000	194,352,000	144,352,000	50,000,000	0	0	0
		街路灯フラッグ整備事業	698,000	698,000	698,000	0	0	0	0
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路補修事業	6,500,000	6,500,000	0	0	0	0	6,500,000
		道路新設改良事業	140,621,000	82,310,644	0	0	0	0	82,310,644
		市道久喜7号線道路改良事業	1,188,000	463,000	0	0	0	0	463,000
		東鷲宮駅西口停車場線延伸整備事業	53,546,000	2,687,000	0	0	0	0	2,687,000
		市道久喜211号線道路改良事業	36,930,000	36,844,000	0	0	0	0	36,844,000
		西堀・北中曽根線道路改良事業	121,085,000	55,493,000	0	11,168,000	39,800,000	0	4,525,000
		橋りょう長寿命化修繕事業	76,950,000	76,950,000	0	41,613,000	28,600,000	0	6,737,000
	3 河川費	河川改良事業	1,554,000	790,000	0	0	0	0	790,000
	4 都市計画費	圏央道側道整備事業負担金事業	69,323,000	69,323,000	0	22,434,000	42,100,000	0	4,789,000
		高柳地区開発整備推進事業	3,953,000	3,953,000	0	0	0	0	3,953,000
		液状化対策推進事業	206,086,000	206,086,000	206,086,000	0	0	0	0
		用途地域検討事業	4,580,000	4,580,000	0	0	0	0	4,580,000
		栗橋駅自由通路管理事業	951,000	951,000	0	0	0	0	951,000
		東鷲宮駅周辺整備事業	301,346,000	224,416,000	0	0	201,900,000	0	22,516,000
佐間・八甫線整備事業		26,000,000	14,011,319	0	1,913,000	10,800,000	0	1,298,319	
(仮称) 菖蒲運動公園整備事業	251,561,000	251,561,000	0	0	226,400,000	0	25,161,000		
10 教育費	1 教育総務費	防犯カメラ設置事業	72,470,000	72,470,000	27,960,000	29,205,000	0	0	15,305,000

報告第3号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、平成26年度久喜市一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成26年度久喜市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業【繰越明許費分】	2,583,121	0	2,583,121	0	2,583,121	0	0	0	0	2,583,121	市道久喜7051号線他道路改良事業に伴う物件等の移設について、不測の時間を要したため
		西堀・北中曽根線道路改良事業【繰越明許費分】	18,456,766	12,918,000	5,538,766	0	5,538,766	0	0	0	0	5,538,766	西堀・北中曽根線道路改良事業に伴う物件等の移設について、不測の時間を要したため

報告第4号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成26年度久喜市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成26年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1	下水道事業費	1 下水道事業費 地方公営企業法適用移行事業	19,334,000	11,600,000	0	0	0	0	11,600,000

報告第5号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、平成26年度久喜市下水道事業特別会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二



平成26年度久喜市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
2 下水道維持管理費	1 下水道維持管理費	桜田雨水ポンプ場維持管理事業	19,386,000	0	19,386,000	0	19,386,000	0	0	0	0	19,386,000	本工事で使用する備品の一部に受注生産品があり、入札時には在庫が確認できたが、契約後に手配したところ在庫がなくなっていたことから、部品を製作し、納品までの期間が2ヶ月以上要したため
		合流式下水道改善事業	1,188,000	0	1,188,000	0	1,188,000	0	0	0	0	1,188,000	合流式下水道緊急改善事業で設置した施設が稼働する降雨が契約期間になかったことから施設稼働時のデータ収集ができず、契約期間内の業務完了が難しくなったため

報告第6号

建設改良費の繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、平成26年度久喜市水道事業会計予算建設改良費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

## 平成26年度久喜市水道事業会計予算繰越計算書

### 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定 留保資金	不 用 額		
			円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業	2,263,919,000	1,908,974,800	196,560,000	196,560,000	158,384,200	0	関係者との協議に不測の時間を要したため等

報告第7号

継続費逡次繰越額の報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により、平成26年度久喜市水道事業会計予算継続費の逡次繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成26年度久喜市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	平成26年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算額	前年度繰越額	計				損益勘定留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	鷲宮浄水場中央監視設備更新及び県水受水施設設置工事	円 726,732,000	円 642,872,000	円 0	円 642,872,000	円 557,104,000	円 85,768,000	円 85,768,000	円 85,768,000	円 0